

佐久市協働のまちづくり推進会議 次第

令和7年7月15日（火）

午後1時30分～

佐久市役所 議会棟 第2委員会室

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議事項

（1）令和6年度佐久市まちづくり活動支援金優良事業審査について

（2）佐久市まちづくり活動支援金事業審査（二次募集）について

4 その他

5 閉会

佐久市まちづくり活動支援金交付要綱の 一部見直し検討について（経過及び検討案）

【問題提起】

佐久市まちづくり活動支援金交付要綱（平成23年告示第25号）第4条第1項

「交付対象事業は、市内において当該年度内に完了する事業であって、次の各号のいずれにも（第6号の規定は第2条第2項に規定する事業に限る。）該当するものとする。（以下の各号 省略）」

- ・ 上記の要綱の規定について、以下の経過等により 「市内において」 に係る部分の検討を要する。
- ・ 現行では、この規定に基づき、市外の活動については事務局受付段階で「対象外」として扱ってきた。（ただし、当該事業の一部でも市内で行われる場合は、当該部分に係る経費を対象としている。）
- ・ 先般、市外における活動について打診があり、事例概要は以下のとおりである。

【申請者】市内の婚活推進団体

【グランドテーマ】人口減少対策として婚姻の根幹となる出会いの支援事業

【背景、課題、必要性】

- ・ 地域経済の循環と発展、人口増となる移住定住に繋がる地元での結婚式を推奨する事業、企画を行ってきた。
- ・ しかし、昨今は婚姻数が加速的に減少し、出生率もそれに比例する。
- ・ 婚姻の根幹となる出会いの機会提供が急務と考え、今事業を企画。

【事業概要】

- ・ 佐久市内、静岡市（友好都市）内の20代以上の男女計40名を対象。
- ・ 小旅行形式（宿泊を伴う一泊二日）による「お見合いツアー」を実施。
- ・ 貸切帆船による駿河湾クルーズ等実施し、長い時間を共に過ごし、共同するイベントを行うことで、カップル成立率の向上を図る。（目標成立率25%）
- ・ 今後は市内（県内）を宿泊地とした山のイベントも視野に相互開催する。

- ・ 申請者からは、市外（県外）に出向いていくこととなるが、やがては移住、人口増、出生率増にもつながることから、市に対して何らかの還元が生じるものとして、「市内において」の縛りを緩和できないかと要望あり。

【時代の変化に対応した制度やルールの見直し】

- ・ デジタル社会への転換、交通網の発展など、時代の変化により人々の行動範

囲やニーズも広がっており、時として当市にはない資源（海、レジャースポット、アミューズメント施設など）も活用した事業展開が今後考えられることから、柔軟に対応した制度やルールの見直しを行っていく必要がある。

【推進委員各位の意見】

・ 令和7年3月24日の推進会議において、当該事案を例として推進委員各位の意見をお聞きしたところ、次のような意見が出されている。

その1

・ 申請者は佐久市民であることは原則である。自走に向けて地に根付いた人を支援するのはよい。活動場所は受益者が市民であれば市外や県外でも認めてもよいと思うが、事業費の大半を市外で使うのはいかがか。（この事案は）いずれ佐久市民に還元される可能性があまりにも低いと思う。

その2

・ 婚活事業においてはいずれ佐久市民になる確率が極めて低い。そのような事業に支援することはいかがか。それではどんな事業でも対象となってしまう。

その3

・ 要綱の「市内において」は残したほうがよい。判断が難しいところは、申請してもらって（推進会議で）判断することがよい。

その4

・ 婚活については、市外の方に佐久市に来てもらうことが大事。事業については市内で活動する部分を支援するのがよい。

【見直し検討案】

・ これらを踏まえて、現行規定「市内において」を残しつつ、以下のとおり文言（下線部）を追加することにより、推進会議での審議においてその判断（可否）を委ねるものとする。

【文案】

交付対象事業は、市内において当該年度内に完了する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

ただし、市内にとどまらず、市外での実施が事業の目的達成に不可欠であり、交付対象事業としての実施が適当と認められる場合は、この限りではない。

佐久市まちづくり活動支援金の見直しについて

検討資料2

1 今年度実施したこと

令和7年7月15日

出された意見	実施したこと
自己負担の軽減 トライアル事業の支援	・重点テーマに「若者、新規事業応援」を追加することで、支援金の補助率を1/2から3/4へ底上げし、自己負担の軽減を図る
支援金事業への広報協力	・市公式ページに支援金活用事業の情報掲示板を追加 ・公式LINEで、まちづくり活動支援金の情報を配信し、ホームページとリンクする

2 審査方法について

(1)書類審査になった経緯について

これまでの経緯として、平成28年をピークに申請件数が減少しました。また、まちづくりアンケートを公民館活動や支援金の活用実績がある団体など約500団体を対象に実施したところ、「プレゼンテーションが大変」「パワーポイントの作成や申請書類の記入が複雑で大変」といった意見が寄せられました。これらの状況を踏まえ、令和2年から現在の審査方法に変更しました。

【平成31年度まで】

少額補助枠：書類審査

高額補助枠：書類審査・公開審査（プレゼンテーション）

【令和2年度より】

現在の書類審査

(2)公開審査会における事業説明方法の比較検討

公開審査会における、事業説明方法について、現在の事務局職員による説明と、団体によるプレゼンテーションと質疑応答の2案を比較検討し、それぞれのメリットデメリットを整理したものです。

【メリット】

比較項目	事務局職員による事業説明	団体によるプレゼンテーションと質疑応答
団体の負担	準備や当日の出席等なし	事業への理解度および主体性の向上
情報伝達	統一された視点で説明、客観的な評価につながる	熱意や詳細を直接伝えることができ、双方向のコミュニケーションが取れ深い理解につながる
審査効率	事前質問の取りまとめによるスムーズな進行	多角的な視点での評価

【デメリット】

比較項目	事務局職員による事業説明	団体によるプレゼンテーションと質疑応答
団体の負担	なし	プレゼンテーションの準備や時間拘束が発生
情報伝達	熱意や詳細が伝わりにくい	プレゼン能力が評価に影響する可能性がある
審査効率	質疑応答の機会が不足、審査決定まで時間を要する（事前質問取りまとめのため）	審査時間が長くなる （過去の事例では1団体の審査時間15分）
公平性	なし （職員の統一説明で公平性は保たれやすい）	準備状況や発表スキルにより公平性が課題となる可能性がある

(3)審査方法を選択制にした場合の公平性について

審査方法を、事務局職員による説明と団体によるプレゼンテーションと質疑応答を選択制にした場合、公平性についてまとめました。

【公平性に関する懸念される点】

比較項目	事務局職員による事業説明	団体によるプレゼンテーションと質疑応答
情報量の格差	情報量が限定される	熱意や詳細、独自の視点をより多く伝えられる
表現力の差による評価の偏り	なし	団体の説明能力やプレゼンスキルが評価に影響を与える可能性がある。これにより、事業内容よりも、説明の上手さが評価を左右し公平性が損なわれる恐れがある。

【公平性を確保するための対策】

明確の評価基準の設定と周知	どちらを選択しても、審査員が同じ基準で評価できるよう、事業内容そのものに焦点を当てた明確な評価基準を策定し、審査員と団体双方に事前に周知する。
	プレゼンテーション能力自体を評価対象とするのか、する場合は評価項目に含める必要がある。評価対象としない場合は、説明形式に左右されない評価基準が必要である。
事務局説明の補足情報の提供	事務局説明を選択した団体に対しても、事業の魅力や内容が十分に伝わるよう、事前に団体からより詳細な聴き取り等行い、情報の補足を行うとともに、説明に盛り込む検討が必要である。
選択制導入の目的とメリット・デメリットの説明	なぜ選択制を導入するのかを明確にし、それぞれの選択肢のメリット・デメリットを団体に十分に説明する必要がある。

【まとめ】

団体の選択制を導入することは、団体の多様なニーズに対応し、負担を軽減するという点でメリットがある一方で、公平性の確保は大きな課題となります。

どのような形式であっても、審査員が事業を公平に評価できるように整備することが必要不可欠であり、今後も、審査方法の見直しについて、検討していきます。